

■選挙区および各選挙区の定数

選挙区名	区 域	定数
第1選挙区	内山下、川端町、本町、新町、片原町、御前町、小高下町、中之町、頼久寺町、石火矢町、伊賀町、向町、間之町、甲賀町、八幡町、荒神町、柿木町、下町、大工町、鍛冶町、南町、中間町、鉄砲町、弓之町、松原通、正宗町、栄町、東町、横町、中原町、旭町、段町、奥万田町、寺町、和田町、浜町、原田北町、原田南町、上谷町、下谷町、松山、津川町、落合町、玉川町、高倉町大瀬八長の区域	4人
第2選挙区	川面町、巨瀬町、中井町の区域	3人
第3選挙区	高倉町田井、高倉町飯部、宇治町、松原町の区域	3人
第4選挙区	有漢町の区域	5人
第5選挙区	成羽町の区域	5人
第6選挙区	川上町の区域	5人
第7選挙区	備中町の区域	5人

農業委員会委員選挙

7月3日告示・7月10日投票

7月19日で任期満了となる高梁市農業委員会委員の選挙を、次の日程で行います。

立候補予定者説明会

▽日時：6月16日(木)13時30分から

▽場所：市役所別館第1会議室
※ 立候補を予定される人は必ず出席してください。

告示・立候補届出受付

▽日時：7月3日(日)8時30分～17時

▽場所：元高梁市民会館

期日前投票

7月4日(月)～9日(土)8時30分～20時

※ 農業委員会委員選挙は選挙区を設けていますので、旧市町単位で投票を行います。旧高梁市は元高梁市民会館が、旧4町は各地域局が、それぞれ期日前投票所です。



投票

7月10日(日)7時～18時

※ 農業委員会委員選挙では、投票所が通常の選挙とは異なります。入場券に書いてある投票所を確認してください。

選挙会(開票)

7月10日(日)20時から
元高梁市民会館

■問い合わせ 高梁市選挙管理委員会事務局 (TEL) 0255-

市民憲章や市の花・木などを決めます

高梁市慣行制定 審議会の委員を募集

高梁市の市民憲章、市の花、市の木などの制定について審議いただくために、市民の皆さんから委員を募集します。

審議会の概要

役割 市民憲章、市の花、市の木などの制定について、審議会で審議し市長へ答申していただきます。

開催回数 2回（予定：6～8月）

構成 市議会議員、有識者、団体代表、市民（公募）

その他 会議に出席した場合、報酬と旅費を支給します。

募集内容

募集人員 3人（応募者多数の場合は選考により決定）

応募資格 次の各事項のすべてに該当する人

- ①市内にお住まいの20歳以上（平成17年4月1日現在）の人
- ②審議会に出席できる人

応募方法

はがきに住所、氏名、年齢、職業、電話番号、応募の動機を記入し送付してください。

〔送付先〕 〒716-8501（住所不要）
高梁市総務部企画課

応募期間

5月16日(月)～6月10日(金)

委員の決定

〔決定方法〕 応募の動機、男女比、年齢を考慮し決定します。

〔決定通知〕 6月末までに本人へ連絡します。

■問い合わせ 企画課企画係 (TEL)0209



個人市県民税の均等割が 改正されました

地方税法の改正により個人市県民税の内容が段階的に変わります。
今年度から生計を同一としている妻に対する均等割の非課税制度が廃止となり、昨年度までは、高梁

市内に住所があり、均等割がかかる夫と生計を一にする妻の均等割は非課税でしたが、今年度から一定の所得があれば課税されます。
今年度と来年度以降の市県民税の均等割の税額は、次の表の

とおりです。
なお、県民税分には、昨年度から導入しています「おかやま森づくり県民税」を一部含んでいます。
■問い合わせ 税務課市民税係 (TEL)0214

■今年度と来年度以降の個人市県民税均等割の税額

均等割		今年度	来年度 (18年度) 以降
市民税分	夫	3000円	3000円
	妻	1500円	3000円
県民税分	夫	1500円	1500円
	妻	700円	1500円
税額計	夫	4500円	4500円
	妻	2200円	4500円